

令和4年第3回市議会定例会前の記者会見

【日時】 令和4年8月25日(木)午前10時から

【場所】 三鷹市役所3階 議場棟 協議会室



三鷹市

目次

	ページ
1 天文台の森の保全・再生と大沢地域の新たなまちづくり ～国立天文台北側ゾーンを中心とした自然環境調査の実施～	----- 1
2 令和4年10月診療分から子どもの医療費助成を高校生まで拡充 ～所得制限を設けず、対象を高校生年齢相当まで拡充して実施～	----- 2
3 原油価格高騰に伴うタクシー事業者及び運送事業者への支援	----- 3
4 地域応援商品券「三鷹むらさき商品券」を発売	----- 4
5 「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催	----- 5
6 井の頭・大沢地区で新たな交通手段の実証運行を実施 ～小型EV車両の活用やAIデマンド運行システムの活用～	----- 6
7 防災NPO組織「Mitakaみんなの防災」を設立 ～設立記念イベント「みたか防災マルシェ2022」を開催します～	----- 7
8 10月から市民課に「おくやみ窓口」を開設	----- 8

【添付資料】

- 1 令和4年第3回市議会定例会提出議案概要
- 2 令和4年度補正予算案総括表
- 3 令和3年度決算の概要

1 天文台の森の保全・再生と大沢地域の新たなまちづくり ～国立天文台北側ゾーンを中心とした自然環境調査の実施～

1 事業の目的、趣旨、経過など

三鷹市では、国立天文台と連携した取り組みとして、令和2年12月に締結した「国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定」に基づき、大沢地域で新たなまちづくりの検討を進めています。

令和4年6月には、「天文台の森を次世代につなぐ学校を核とした新たな地域づくり」をまちづくりの目標とする「国立天文台周辺地域土地利用基本方針」を策定しました。この中で、浸水予想区域に立地する羽沢小学校の国立天文台北側ゾーンへの移転に向けた検討や、学校を核としたスクール・コミュニティの創造を目指すこととしています。

その後、7月に実施した学校及び市民向け説明会では、天文台の森の中に学校を整備した場合の緑の保全に関する質問と、学校の開校時期の明示を求める意見が多く寄せられました。天文台の森は、三鷹市民の貴重な財産です。学校を核とした天文台北側ゾーンの検討では、学校の整備時期を早期に示すとともに、天文台の森を良好な形で次世代に引き継げるよう、児童・生徒・市民の皆さんが、見て楽しみ、活用して楽しめる里山としての保全・再生を目指しています。

そこで、天文台の森の保全・再生を基本とし、緑を保全すべき区域、代替の緑を確保する区域、施設整備可能な区域を明確にするため、自然環境調査を実施します。

2 自然環境調査の概要

「東京における自然の保護と回復に関する条例」では、都内で1ha以上の自然地で建築等を行う場合、自然環境調査を実施する必要があります。今後、市民利用や里山としての保全も想定されることから、隣接する東京大学の敷地等を含めた天文台敷地の全体において、動植物等の調査を春、夏、秋の3季を原則として行います。

3 整備スケジュール等について

天文台敷地周辺は埋蔵文化財の包蔵地のため、自然環境調査のほか遺跡に関するデータについても収集し、全体のバランスも勘案のうえ、土地利用範囲を整理する必要があります。そのため、整備スケジュールについては今後予定している遺跡の試掘調査の結果等に基づき、最適な土地利用範囲を検討したうえで、その後策定する土地利用基本構想の中で明らかにしていく予定です。

4 経費（9月定例会 補正予算計上額）

【債務負担行為】国立天文台自然環境調査委託事業 18,464千円（期間：令和5年度）

2 令和4年10月診療分から子どもの医療費助成を高校生まで拡充

～所得制限を設けず、対象を高校生年齢相当まで拡充して実施～

1 事業の目的、趣旨、経過など

すべての子どもと子育て家庭を支援するため、10月から子どもの医療費助成を拡充し、中学生のお子さんの所得制限を撤廃するとともに、新たに高校生年齢相当のお子さんを対象とした所得制限のない市独自の医療費助成が始まります。

令和5年4月からは、東京都の補助事業として「高校生等医療費助成事業」が実施されることに伴い、三鷹市では都の制度に対応するための準備を開始しています。都制度は児童手当に準ずる所得制限を設定するのに対し、市では引き続き所得制限を設けることなく、都制度の補助対象外となる高校生年齢相当のお子さんに対しても、独自の助成を継続します。

なお、令和5年3月診療分までは市窓口での償還払いによる助成となりますが、4月以降は医療証による現物給付を開始します。

2 三鷹市における高校生年齢相当のお子さんへの医療費助成事業

	令和4年10月1日～5年3月31日	令和5年4月1日以降
助成範囲	通院：医療保険の自己負担額（3割）から一部負担金（1回200円上限）を控除した額 入院：医療保険の自己負担額（食事療養標準負担額は対象外）	
助成対象者	①高校生等を養育している父母等 ②何人からも監護されていない高校生等 ※②は令和5年4月開始の都制度に先駆けて実施。	
所得制限	なし	なし ※都制度は児童手当に準ずる所得制限を設定するが、三鷹市では引き続き、独自に所得制限を撤廃する。
助成方法	市窓口での償還払い	医療証による現物給付
	医療機関では保険証により3割自己負担で受診。後日、領収書を添えて市窓口にて償還払いの手続きを行う（通院1回につき200円の自己負担分を控除した額を対象者の指定口座に振り込む）。	保険証と医療証を持参のうえ受診し、通院1回につき200円の自己負担分のみを医療機関で支払う。
対象児童数	約4,600人	都制度に基づく児童数（児童手当の所得制限限度額未満）：約3,100人 市独自制度に基づく児童数（所得基準以上で都制度では補助対象外）：約1,500人

3 経費（9月定例会 補正予算計上額）

【歳出】 高校生等医療費助成事業費 9,418千円

【歳入】 都支出金 11,447千円

【担当】 子ども政策部子育て支援課 電話：0422-29-9675

3 原油価格高騰に伴うタクシー事業者及び運送事業者への支援

1 事業の目的、趣旨、経過など

新型コロナウイルス等の影響による原油価格の高騰に直面しているタクシー事業者及び運送事業者の事業活動継続を支援するため、助成金を支給します。

2 タクシー事業者継続支援事業

(1) 対象事業者

- ア 一般旅客自動車運送事業を行う道路運送法第4条第1項の許可を受けた法人及び個人タクシー事業者（法人は市内に本社または営業所を有する事業者、個人は市内に住所を有する事業者）
- イ 市内で令和4年4月1日以前に事業を開始し、今後も継続の意志がある事業者

(2) 実施内容

- ア 法人タクシー事業者（介護タクシー事業者を含む）
1事業者当たり、車両1台につき24,000円（1事業者当たり上限100万円）
- イ 個人タクシー事業者
1事業者当たり30,000円

(3) 対象期間

令和4年10月～令和5年3月（交付申請受付は10～12月を予定）

3 運送事業者継続支援事業

(1) 対象事業者

- ア 次のいずれかに該当する者
 - ・貨物自動車運送事業法第4条第1項または第35条第1項の許可を受けた者
 - ・貨物自動車運送事業法第26条第1項の届出を行った者
 - ・道路運送法第4条第1項の許可を受け、貸切バス事業を営む者
- イ 市内に事業所のある法人（本店登記を問わない）または個人事業主

(2) 実施内容（1事業者当たり上限100万円）

- ア 貨物運送車両（普通車以上）：1台につき46,000円
- イ 軽貨物運送車両（四輪）：1台につき17,000円
- ウ 軽貨物運送車両（二輪）：1台につき11,000円
- エ 一般旅客運送車両（貸切バス）：1台につき35,000円

(3) 対象期間

令和4年10月～令和5年3月（交付申請受付は11～12月を予定）

4 経費（9月定例会 補正予算計上額）

【歳出】 タクシー事業者継続支援事業費	25,709千円
運送事業者継続支援事業費	29,416千円

タクシー事業者継続支援事業について

【担当】 都市整備部都市交通課 電話：0422-29-9709

運送事業者継続支援事業について

【担当】 生活環境部生活経済課 電話：0422-29-9615

4 地域応援商品券「三鷹むらさき商品券」を発売

1 事業の目的、趣旨、経過など

コロナ禍において、原油価格・物価高騰に直面する状況の中、消費を喚起し、地域経済や市民の生活を応援するため、三鷹商工会の主催（協力：三鷹市商店会連合会、後援：三鷹市）で、市内在住者を対象にプレミアム率30%の地域応援商品券「三鷹むらさき商品券」を発売します。

商品券は、デジタルに不慣れな方でも利用しやすいように、二次元コード付きのカード型としました。また、公平性を担保する観点から、購入は事前申込制として、希望者には必ず1枚は当選する仕組みとしています。

2 事業内容

名称	三鷹むらさき商品券
発行総額	13億円（プレミアム額3億円）、プレミアム率30%
販売額	1枚5,000円（額面6,500円）
発行枚数	20万枚
購入対象者	市内在住者
商品券の形状 及び特徴	二次元コード付きカード型商品券 特徴：利用者が提示するカードの二次元コードを、店舗側がスマートフォン等で読み込むことでキャッシュレス決済が可能。
最大購入可能数	1人5枚まで（5,000円×5枚＝25,000円、額面32,500円）
利用可能期間	令和4年11月10日（木）～令和5年1月31日（火）（予定）
購入の流れ	① 購入申込はがき付きのチラシを全戸配布（9月下旬） ② はがきまたはインターネットによる事前申込（9月下旬～10月上旬） ③ 購入希望者には1枚は必ず当選する仕組みで抽選（10月中下旬） ④ 当選者へ商品券購入引換はがきを送付（11月上旬） ⑤ 商品券購入引換はがきとの交換で商品券を購入 （市内の販売所にて現金で購入。11月10日（木）～11月30日（水）予定）

3 経費（8月臨時会 補正予算計上額）

【歳出】	商品券事業費補助金	300,000 千円
	事務費補助金	172,242 千円
【歳入】	国庫支出金	65,447 千円
	都支出金	189,146 千円

【担当】 生活環境部生活経済課 電話：0422-29-9615

5 「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催

1 事業の目的、趣旨、経過など

「星空の街・あおぞらの街」全国大会は、大気環境の保全に対する意識を高めること、郷土の環境を活かした地域おこしの推進に役立てることを目的に、平成元年度から全国各地で毎年開催され、令和4年度は三鷹市で開催します。

大会では、大気環境保全への啓発・普及等において優れた活動を行った団体及び個人に対して環境大臣賞、全国協議会会長賞の授与を行います。

また、市民等による星空報告会や、特別なゲストをお招きした記念講演などを行い、大気環境保全に関する情報交換や、大気環境の観察活動を推進します。

2 事業内容

(1) 主催等

主催：環境省、東京都、「星空の街・あおぞらの街」全国協議会

主管：三鷹市

協力：自然科学研究機構国立天文台

(2) 大会テーマ

100年後の地球 ～今、私たちにできること～

(3) 大会プログラム

令和4年10月22日(土)		
時間	内容	場所
13:30	歓迎アトラクション	三鷹市公会堂光のホール
14:00	式典・挨拶・表彰式	
15:10	星空報告会	
15:55	記念講演	
17:00	次期開催地報告	
17:05	閉会挨拶	
17:45	歓迎レセプション(関係者のみ)	三鷹市公会堂さんさん館
19:30	星空観望会(関係者のみ)	国立天文台
令和4年10月23日(日)		
時間	内容	場所
9:00	エクスカージョン(関係者のみ)	市内各所

(4) その他

大会開催に向けて、気運を醸成するとともに、地域で行われている環境保全に関するさまざまな取り組みの促進を図ります。また、今大会のレガシーとして、次年度以降に継続していく取り組みなどを検討します。

3 経費(当初予算計上額)

【歳出】「星空の街・あおぞらの街」全国大会事業費 11,000千円

【担当】 生活環境部環境政策課 電話：0422-29-9612

6 井の頭・大沢地区で新たな交通手段の実証運行を実施

～小型EV車両の活用やAI デマンド運行システムの活用～

1 事業の目的、趣旨、経過など

市では、交通不便地域の解消や市民の利便性の向上、高齢者の外出促進、地域の活性化などに寄与することを目的にコミュニティバスの抜本的な見直しを進めており、令和3年8月に「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針」を策定しました。

令和4年度は、同方針に基づき、井の頭地区での小型EVバスによるグリーンスローモビリティの活用、大沢地区でのAI デマンド交通（予約型乗合交通）の実施など、将来的な公共交通のあり方を踏まえた実証運行を行います。また、今回の実証運行に地域の皆さんと協働で取り組み、地域全体で盛り上げるため、運行車両のネーミングを8月25日（木）まで募集したほか、今後、PR動画の作成も予定しています。

2 事業内容

(1) 実施期間

令和4年10月24日（月）～令和5年9月（予定）

※期間中は既存の「三鷹台－飛行場ルート」を運休。

(2) 実施内容（予定）

ア 井の頭地区

- ・小型バスによる「三鷹台駅～杏林大学病院」間の運行

三鷹台駅周辺エリアに運行を限定することで、既存ルートの45～60分に1本の運行間隔を35分程度に1本へと短縮し、利便性の向上を図ります。運行日時・運賃はコミュニティバスに準じます。

- ・グリーンスローモビリティによる「三鷹台駅～明星学園前」の運行
道路が狭く、小型バスが運行できない住宅密集地を、低速・低振動・低騒音で環境にも配慮した小型EVバス（写真）で運行することにより、交通不便地域の解消を図ります。

運行日時：月～土曜日午前10時～午後4時

運賃（片道、大人・小児同額）：100円

イ 大沢地区

- ・小型車両を活用したAI デマンド交通による大沢エリアの運行

電話やインターネットからの予約状況に応じて、AI（人工知能）が最適な乗り合いや運行ルートを決める「AI デマンド運行システム」を活用します。既存のバス停を利用するのではなく、自宅の周辺で乗車して、目的地の周辺で降車する運行により、高齢者の外出促進や買い物支援に対応します。

運行日時：月～土曜日午前8時～午後5時

運行区域：大沢エリア（大沢全域＋野崎の一部）約60カ所の乗降ポイント及び大沢エリア外のスポット3カ所（三鷹市役所、元気創造プラザ、杏林大学病院）

運賃（片道、大人・小児同額）：エリア内100円、エリア外300円



3 経費（当初予算計上額）

【歳出】 地域公共交通活性化協議会関係費、コミュニティバス関係費	28,626千円
【歳入】 都支出金	7,644千円

【担当】 都市整備部都市交通課 電話：0422-29-9709

7 防災 NPO 組織「Mitaka みんなの防災」を設立 ～設立記念イベント「みたか防災マルシェ 2022」を開催します～

1 事業の目的、趣旨、経過など

近年、大地震や風水害などの自然災害による被害が多様化し甚大化する傾向にあります。こうした状況の中、少子高齢化や隣近所の関係の希薄化などの要因により、市民や地域の防災力が弱まっていることから、これまで以上に災害に対する「共助」のニーズが高まっています。

そこで、地域の防災力を高め、防災・減災のまちづくりに寄与することを目的とした防災 NPO 組織「Mitaka みんなの防災」を、令和 4 年 9 月 4 日(日)に設立します。同組織は、市民への防災意識の啓発や防災リーダーの育成、防災活動団体への支援、地域の防災ネットワーク化等を図り、自助に成功し、共助の担い手となる市民を育成します。

これまで、市内で先進的な防災活動を行っている団体・グループの代表者などによる「防災 NPO 組織設立準備会」を令和 3 年 9 月に設置し、約 1 年間にわたり様々な検討を行ってきました。9 月 4 日に NPO 法人設立に向けた設立総会を開催後は、任意団体として活動を行いながら法人認証手続きを進め、今年度中の法人化を目指します。

また、組織結成のオープニングイベントとして、9 月 10 日(土)・11 日(日)に「みたか防災マルシェ 2022」を開催します。

2 事業内容

(1) 防災 NPO 組織「Mitaka みんなの防災」

「Mitaka みんなの防災」では、主に市民の自助と共助の防災力を日常生活の中で高める取り組みや支援を市と連携して進め、防災対策に取り組む市民を増やし、共助の担い手となる市民や団体・グループを育て、地域の防災ネットワーク化を推進するなど、共助の強化につながる活動を行っていきます。



団体ロゴ

円の周りの3つの点は「自助」「共助」「公助」や、「これまで防災に関心がなかった人」「防災活動を積極的に行っている人」「行政」の三者を表し、それらを緩やかなネットワークでつなげる、という意味を込めています。

(2) 防災 NPO 組織設立記念イベント「みたか防災マルシェ 2022」

「楽しく学ぶ、役に立つ!」をテーマに、40 以上の団体・企業が集まって開催するイベントです。日常生活の中で楽しくできる防災対策やスポーツで学ぶ防災行動を体験できるほか、市内の先進的な防災の取り組みなどを紹介します。

ア 開催日時

令和 4 年 9 月 10 日(土) 午後 1 時～4 時、9 月 11 日(日) 午前 10 時～正午

イ 会場

SUBARU 総合スポーツセンターほか

【担当】 総務部防災課 電話：0422-24-9102

8 10月から市民課に「おくやみ窓口」を開設

1 事業の目的、趣旨、経過など

死亡や相続に関連する手続きを行うご遺族の負担を軽減するため、市役所での必要な手続きを不備なく効率的に進めることができる「おくやみ窓口」を市民課に開設します。

ご遺族が抱える「未来への不確かさ」による不安な「おもい」に寄り添うことで、「ご遺族の不安を解消し、未来へ繋げる」窓口サービスを目指します。

2 事業内容

(1) 名称

三鷹市おくやみ窓口

(2) 開設日

令和4年10月3日（月）

(3) おくやみ窓口の特色（1日当たり最大8組に対応）

ア 「ワンストップ窓口」：1カ所の窓口で手続き可能。遺族の不安や負担を解消します。

イ 「書かない窓口」：申請書類には必要な情報をあらかじめ印字します。

ウ 「待たない窓口」：予約制を導入。お待たせすることなくご案内します。

(4) 利用までの流れ

ア 死亡届出

死亡届出の際に「おくやみハンドブック」（下記参照）をお渡しします。ご遺族は「おくやみハンドブック」または「おくやみ手続きナビ」（Web上で質問に回答すると、必要な手続きの概要が分かるシステム。9月利用開始予定）で必要な手続きを確認できます。

イ 相談受付

おくやみ窓口の利用を希望する場合は、電話またはホームページ上に開設する予約フォームなどで来庁予定日を予約します。

ウ 内容確認

必要な手続きの有無を確認のうえ、市からご遺族へご連絡します。ご遺族は来庁日までに必要な証明書などの準備を、市は申請書の事前印字などの準備をします。

エ お手続き

おくやみ窓口で手続き内容を説明し、必要に応じて相談機関をご紹介します。

(5) 「おくやみハンドブック」の発行（9月発行予定）

（株）鎌倉新書と協定を締結し、発行に係る経費はすべて広告費で賄います。表紙のデザインは市の担当職員によるもので、三鷹市の木である「いちょう」をメインとし、裏表紙と見開きで開くと、雲の形がハート型になるよう配置しています。また、各課の手続きを案内するページは、「緑と水の公園都市」の三鷹市のイメージから水色と緑を基調としています。



見開きイメージ

3 経費（当初予算計上額）

【歳出】おくやみ窓口関係費 7,909千円

【担当】 市民部市民課 電話：0422-29-9191